

仕様書等に関する回答書

令和6年11月11日

福島県教育委員会教育長

件名	福島県教育センターほか84施設で使用する電気
質問事項	
1	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。）最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承ください。
2	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替する施設がありますか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。
3	各施設の現在の計量日を教えてください。
4	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。
5	1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。 「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」
6	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承ください。 (例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00)
7	蓄熱割引等の適用ができませんがご了承ください。
8	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電気料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。
9	1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。 ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また、分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。
	なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。
10	入札書に記載する日付に指定はございますか。

- 11 契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
- 12 弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、
旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。
これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。
※ 算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の筆であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。
- 13 供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
- 14 地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。
- 15 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。
- 16 電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。
- 17 弊社落札の場合、契約保証金免除のための提出書類を具体的に教えていただけますでしょうか。
- 18 契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。仕様書別紙3以外に工事が発生する可能性があるようでしたら教えていただけますでしょうか。
- 19 開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。

すか。

- 20 弊社が落札者になった場合、別途提示の契約書（案）の内容の加除について、もしくは別途覚書を取り交わすことについて協議させていただくことは可能ですか。
- 21 郵便にて入札に参加した場合、落札者以外の他社応札情報（社名、応札価格）について開示可能でしょうか。もしくは開札時に立会した場合、その情報は開示されますか。また、ホームページ等で公表されますか。
- 22 委任者（社長）から受任者（支店長）への委任状を提出することで、「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」以降の書類について受任者（支店長）で提出することは可能ですでしょうか。
- 23 各種様式に記載する日付について指定はありますか。なければ、提出日（発送日）を記載することで問題ないですか。
- 24 入札書は封筒に入れて密封とのことですが、封印としての封筒への押印は必要でしょうか。必要な場合、封緘印は代表者印（受任印）もしくは復代理人の印でよろしいでしょうか。また押印箇所について指定はございますか。
- 25 東北電力株式会社の電気標準約款等にもとづいた燃料費等調整を行った電気料金での請求は可能ですでしょうか。
- 26 契約期間の開始前または契約期間中に料金改定等、当社電気標準約款等の変更が生じた場合、契約単価や燃料費等調整の取扱いを変更することは可能ですでしょうか。
- 27 委任状（様式2）の委任期間は、「自」を提出月日、「至」を令和8年1月31日と記載してよろしいでしょうか。
- 28 入札書（様式4）について、復代理人が提出する場合、代表者氏名は代理人（支店長）で記載し、代表者（社長）の押印は不要でしょうか。
- 29 仕様書別紙1について、県立美術館と県立博物館の契約種別は業務用電力ではなく、業務用ウィークエンド電力でよろしいでしょうか。内訳計算書は業務用ウィークエンド電力となっております。
- 30 福島県財務規則第249条（2）にて記載の「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。

回 答 事 項

- 1 仕様書別紙1の対象施設のうち、「48-3 南会津高等学校（田島寮）」「63-2 ふたば未来学園高等学校（立志寮）」「63-3 ふたば未来学園高等学校（海風寮）」「73 聴覚支援学校平校」の4箇所については東北電力株式会社、それ以外については株式会社エネットです。
- 2 仕様書別紙1の対象施設のうち、「48-3 南会津高等学校（田島寮）」「63-2 ふたば未来学園高等学校（立志寮）」「63-3 ふたば未来学園高等学校（海風寮）」「73 聴覚支援学校平校」の4箇所が該当します。

また、自動検針装置（スマートメーター）の設置は「有」です。（仕様書別紙1のとおり。）
- 3 仕様書別紙1の対象施設のうち、「73 聴覚支援学校平校」は「3日」、それ以外については「1日」です。
- 4 差し支えありません。
- 5 該当ありません。
- 6 差し支えありません。
- 7 差し支えありません。
- 8 差し支えありません。
- 9 支払方法によっては、複数からなる場合があります。その場合、現時点では、仕様書別紙1の対象施設のうち、「34 船引高等学校」について、2分割を想定しております。

分担後の支払金額について通知すること、分担後の請求書の発行ができないことについては差し支えありませんが、詳細については、落札決定後、別途協議します。
- 10 公告日から開札日までの日付としてください。
- 11 契約書（案）第21条により協議します。
- 12 燃料費等調整に係る算定諸元等については、仕様書3(1)のとおりですが、具体的には、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者）の定める入札時点で最新の電気標準約款（高圧）によります。ただし、契約期間中にみなし小売電気事業者の定める電気標準約款等が変更となった場合の算定諸元等の取扱いについては、契約書（案）第11条により別途協議します。
- 13 契約書（案）第11条により協議します。
- 14 契約書（案）第11条により協議します。
- 15 差し支えありません。

- 16 落札決定後、別途協議します。
- 17 福島県財務規則第 229 条のとおりですが、該当する可能性が見込まれる条項としては、同条第 1 項第 2 号、第 4 号が挙げられると思料します。
- 第 2 号に該当する場合は、履行保証保険契約を締結したことを証する書面を、第 4 号に該当する場合は、過去 2 年間に官公署と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上に分けて締結し、これらを全て誠実に履行したことが分かる書類を提出していただくことになります。
- なお、契約保証金の免除に係る手続の詳細については、落札決定後、別途案内します。
- 18 現時点で予定されている対象施設と工事内容は仕様書別紙 3 のとおりです。
- 19 開札結果については、福島県財務規則第 274 条の 11 第 2 項に基づき、福島県報で公示します。公示内容は、件名、担当課、落札者決定日、落札者名、落札金額、契約者を決定した手続、公告日です。開札時は落札者の情報（名称、入札金額）のみ発表します。
- また、入札参加者、入札額及び落札額（契約額）については、ホームページで公表する予定です。
- なお、電話で問合せがあれば口頭で回答します。
- 20 落札決定後、別途協議します。
- 21 回答 19 のとおりです。
- 22 差し支えありません。
- 23 公告日から提出期限までの日付としてください。したがって、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1）に係る書類は公告日から入札説明書 3 (3) に掲げる日付まで、入札書は公告日から開札日までとなります。提出日（発送日）を記載することで差し支えありません。
- 24 封印は必要です。封緘印は入札者の印となります。委任状（様式 2）または委任状（様式 5）を提出した場合は、それぞれの当該様式にて委任された代理人の印となります。押印箇所について、指定はありません。
- 25 差し支えありません。（回答 12 のとおり。）
- 26 契約書（案）第 11 条により協議します。
- 27 差し支えありません。
- 28 委任状（様式 2）で権限を委任された代理人（支店長等）が、委任状（様式 5）で復代理人に権限を委任し、復代理人が入札書（様式 4）を提出する場合には、入

札書（様式4）の代表者氏名は委任状（様式2）で権限を委任された代理人（支店長等）で記載し、代理人氏名は復代理人としたうえで、復代理人のみの押印としてください。また、押印省略も可能です。ただし、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載してください。

29 仕様書別紙1の対象施設のうち、「2 県立美術館」「3 県立博物館」については、業務用電力の適用範囲内である当該施設について、原則として、平日と休日別に料金を設定する契約種別（業務用ウィークエンド電力）を適用することとし、入札金額についても業務用ウィークエンド電力により積算してください。

応札者において、当該契約種別が存在しない場合には、業務用電力を適用することとし、入札金額についても業務用電力により積算してください。（内訳計算書は業務用ウィークエンド電力による積算が可能な様式としておりますが、業務用電力により積算する場合には、各月の平日使用電力量単価と休日使用電力量単価を同額としてください。）

なお、現在の契約種別は業務用ウィークエンド電力です。

また、業務用電力及び業務用ウィークエンド電力の適用条件、季節区分および日区分は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の定める電気供給実施要綱に準じることとし、解釈に疑義が生じた場合は、福島県と協議のうえ定めるものとします。

30 入札時点を起点として過去2年間です。